

刈谷市中小企業見本市等出展支援事業補助金

令和7年4月1日

□ 概 要

市場開拓や販路拡大を図り、事業提携先の開拓や受発注の機会の確保を目的に、中小企業者が製品・技術等を紹介する見本市・展示会・博覧会等（令和7年4月1日以降に開催されるもの）に出展した場合、その費用の一部を補助します。

□ 対象事業者

本店登記等、又は出展事業に係る事業所を市内に有する中小企業者で、次に掲げる要件にいずれも該当するもの。

- ① 中小企業者は、中小企業基本法第2条第1項各号に該当すること。
- ② 個人の場合は、刈谷市内に住所を有すること。
- ③ 代表者及び従業員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ④ 市が賦課徴収する税金を滞納していないこと。

□ 対 象 事 業

対象事業者が見本市等へ出展する事業とします。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① その場で小売することを主な目的とするとき。
- ② 広く一般に公開されていない見本市等に出展するとき。
- ③ 出展社数が50社未満の小規模な見本市等に出展するとき。
- ④ 市が主催、又は共催する見本市等に出展するとき。
- ⑤ 国外において開催する見本市等に出展するとき。
- ⑥ 国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けるとき。

□ 対 象 経 費

事業に係る経費のうち、出展料とします。（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）

□ 補 助 金 額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、同一事業者について1年度につき20万円を限度額とします。

□ 申 請

見本市へ出展した年度の3月31日までに所定の交付申請書（刈谷市のホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて刈谷市役所商工業振興課まで提出してください。

- ① 実績報告書（様式第2号）
- ② 見本市等の開催案内等出展料が確認できる書類の写し（パンフレット等）
- ③ 出展小間の写真
- ④ 出展したことが確認できる会場案内図等
- ⑤ 出展料の支払等を証明する書類の写し
- ⑥ 申請日の前3ヶ月以内に発行された法人に係る登記事項証明書（全部事項証明書）
- ⑦ 法人事業概況説明書（直近の1事業年度分）の写し、個人の場合は確定申告書の写し
- ⑧ その他市長が必要と認める書類（例）本店登記が市外の場合、本市の事業所証明書等

□ 注 意

予算には限りがありますので、予算が無くなり次第、受付を終了します。お早めに申請をお願いいたします。

お問合せ先 刈谷市役所商工業振興課 電話 0566-62-1016